

桜の杜V建築協定に関する細則

桜の杜V建築協定（以下「協定」という。）の取り決めに関し、協定に定めるもののほか、協定の円滑な運用のために、以下の通り細則を定める。

（目的）

第1条 桜の杜V建築協定に関する細則（以下「本細則」という。）は、協定の目的である建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び神戸市民の住環境をまもりそだてる条例（平成6年3月条例第51号）に基づき、協定第6条及び第7条に定める建築物の敷地、構造、用途、形態、意匠及び建築設備に関する基準及び街並みの美観保全について、住宅地としての環境を高度に維持増進することの補足及び補助を目的とする。

（本細則の効力及び遵守義務）

第2条 本細則は協定第5条に定める区域内の土地所有者（以下「土地所有者」という。）及び包括承継人、特定承継人に対しても効力を有する。

2 占有者は、土地所有者が本細則に基づいて負う義務と同一の義務を負うものとし、土地所有者は占有者に対して本細則に定める事項を遵守させなければならない。

（アンテナの基準及び承認、取消し等）

第3条 協定第6条第6号にて設置規制を設けている「アンテナ」とは屋根に設置するもの及び景観を著しく損なうものを指す。

2 協定第6条第6号に規定する「アンテナ」以外のものについては、設置を希望するアンテナの形状等がわかる資料を桜の杜建築協定運営委員会（以下「委員会」という。）に提出し、委員会に承認を得た上で設置するものとする。

3 前項の規定に基づき設置したアンテナが委員会の承認を得たものと異なった場合、委員会は設置の承認を取消することができる。

尚、委員会が設置の承認を取消した場合、委員会は当該アンテナを設置した者（以下、「設置者」という。）及び土地所有者に対して、当該アンテナの撤去を催告することができるものとし、催告を受けた者は速やかにこれを自らの負担で撤去しなくてはならない。

（細則外事項）

第4条 本細則に定めのない事項については、協定の定めるところによる。

（細則の改廃）

第5条 本細則の変更又は廃止は、必要に応じて委員会の検討を経て行うものとし、変更及び一部廃止等が発生した場合、委員会は土地所有者へ通知するものとする。

（附 則）

本細則は、法第73条第1項の規定による神戸市長の認可のあった日から効力を発する。